

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

我が国の総人口は、令和2年（2020年）に1億2,615万人、そのうち65歳以上の高齢者人口は3,534万人であり、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には3,653万人、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には3,929万人と今後も増加する中、介護ニーズの高い85歳以上人口は、令和17年（2035年）頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加することが見込まれる一方、それを支える15歳から64歳までの生産年齢人口は、令和2年（2020年）の7,292万人から令和22年（2040年）には6,213万人に急減することが予測されています。

要介護高齢者の増加や核家族化の進行などに対応するため、国においては、平成12年（2000年）に介護保険制度を創設し、平成18年度（2006年度）に予防重視型システムへの転換や地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設などを行うとともに、平成27年度（2015年度）以降は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築に向け、医療・介護連携や介護予防・日常生活支援総合事業などの取組のほか、地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した課題の解決のための支援体制の整備や地域の特性に応じた認知症施策などを進めてきたところです。

本市では、平成6年（1994年）に老人福祉法および老人保健法に基づく「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」を、平成12年（2000年）には第2次計画と「介護保険事業計画」を一体的に策定し、以来3年ごとに見直しを行いながら、高齢者の保健・福祉にかかわる各種サービスの総合的な提供に努めてきました。

このような中、令和5年（2023年）には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現を推進する「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されたほか、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により介護保険法が改正されたことから、前計画の取組を基礎としながら、中長期的な人口動態や介護ニーズを見据えた介護サービス基盤の整備をはじめ、地域包括ケアシステムの深化・推進や、介護人材の確保等を推進する計画を策定するものです。

第2節 計画策定の根拠

この計画は、介護保険の利用の有無に関わらず、高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める高齢者保健福祉計画と、介護保険事業のサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものであり、計画の期間は介護保険法に基づき、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間としています。

高齢者保健福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込む、老人福祉法第20条の8に規定された老人福祉計画であり、今回が第10次の計画となります。

また、介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護給付等対象サービスの種類ごとの量や地域支援事業の量の見込み等を定める、介護保険法第117条に規定された介護保険事業運営の基礎となる事業計画で、今回が第9期の計画となります。

年度	計画名	年度	計画名
1993	函館市高齢者等保健・医療・福祉計画（※1）	2012	第6次 函館市高齢者保健福祉計画 第5期 函館市介護保険事業計画
1994			
1995			
1996			
1997			
1998			
1999			
2000	第2次 函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 函館市介護保険事業計画（※2）	2015	第7次 函館市高齢者保健福祉計画 第6期 函館市介護保険事業計画
2001			
2002			
2003	第3次 函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 第2期 函館市介護保険事業計画（※3）	2018	第8次 函館市高齢者保健福祉計画 第7期 函館市介護保険事業計画
2004			
2005			
2006	第4次 函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 第3期 函館市介護保険事業計画	2021	第9次 函館市高齢者保健福祉計画 第8期 函館市介護保険事業計画
2007			
2008			
2009	第5次 函館市高齢者保健福祉計画 第4期 函館市介護保険事業計画	2024	第10次 函館市高齢者保健福祉計画 第9期 函館市介護保険事業計画
2010			
2011			

※1 1997～1999年度は中間見直し後の計画

※2 計画期間は、2000～2004年度の5年間として策定している

※3 計画期間は、2003～2007年度の5年間として策定している

第3節 計画策定に向けた体制および取組

1 函館市高齢者計画策定推進委員会の開催

計画の策定にあたり市民の意見等を反映するために、学識経験者や保健・医療関係者、福祉関係者、市民団体および一般公募の市民により構成する「函館市高齢者計画策定推進委員会」を開催します。

2 市民への情報公開および意見聴取の取組

函館市高齢者計画策定推進委員会は公開の会議とし、協議経過を市のホームページ上で公開するほか、計画内容について、パブリックコメントで意見聴取や周知を図ります。

3 各種調査の実施

計画の策定にあたり、高齢者や介護サービス事業者の実状や意向を把握するため、以下の調査を実施しました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（133 ページ参照）

本市の各日常生活圏域における高齢者の心身の状況や置かれている環境、生活上の課題等を把握し、地域支援事業等の構築をどのように進めていくかといった具体的方策について検討するため、要介護認定者以外の高齢者 7,986 人（無作為抽出）を対象にアンケート調査を行いました。

(2) 在宅介護実態調査（147 ページ参照）

「高齢者等の適切な在宅介護の継続」と「家族等介護者の就労継続」の観点から、本市が取り組むべき施策を検討するため、要介護（要支援）認定者480人を対象に、地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所を通じて、家族等からの介護の状況や介護者の勤務形態等についてのアンケート調査を行いました。

(3) 介護保険施設等需給状況調査（155 ページ参照）

本市における介護保険施設・居住系サービス事業所の需要と供給のバランスを測るため、施設・居住系サービス事業所や居宅介護支援事業所、地域包括支援センターを対象に調査を行いました。

(4) 介護人材の確保・定着に向けたアンケート調査（157 ページ参照）

本市の介護サービス事業所における雇用状況等を把握するため、介護保険サービスを提供している事業所を対象にアンケート調査を行いました。

(5) 介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査

本市における今後の介護保険サービス等提供基盤の状況を把握するため、市内で介護保険サービスを提供している法人を対象に、計画期間内における新規事業の開始、事業内容の変更、事業の休廃止等の意向を調査しました。

4 他の計画との整合

計画の策定にあたっては、国の基本指針に即し、同時に策定される北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画および医療計画との整合を図りながら策定します。

また、第4次函館市地域福祉計画や他の高齢者に関する事業を定める各種計画と調和が保たれたものとします。